

第5回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合

議事録

平成24年10月19日
閣議前9:40～9:55
官邸3階 南会議室

(藤村官房長官)

定刻となりましたので、ただ今から、第5回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合を開催いたします。

お集まり、ありがとうございます。

まず議題の1、「災害廃棄物処理の進捗状況と目標達成に向けた今後の方針について」でございます。長浜環境大臣から御説明をお願いします。

(長浜環境大臣)

お手元の資料1をご覧ください。災害廃棄物処理の進捗状況と目標達成に向けての方針について御説明いたします。

1ページ目でございますが、8月7日の前回会合において災害廃棄物の処理工程表を取りまとめました。

まず、その後の進捗状況について、御報告いたします。2ページ目をご覧ください。岩手県・宮城県・福島県の3県ともに、この2ヶ月間で処理の割合が約5%ずつ進捗し、全体では27%になりましたけれども、岩手県、宮城県では、中間目標達成に向けて進捗ペースの増加が必要となっており、

このため、3ページ目に記載しておりますとおり、被災地において処理体制の増強を進めています。

4ページ目をご覧ください。広域処理の進捗についてご報告を申し上げます。

①前回会合以降、表3でございますが、1都8県16件の広域処理が新たに受入を開始しておりまして、その結果、広域処理の実施は、合計1都9県47件に拡大しているところであります。

②さらに、本格受入表明済の大阪市をはじめ、記載の各県においても、受入実現に向けた取組を継続しているところです。

5 ページ目でございますが、処理工程表で明確化した調整対象に係る進捗を示しております。

- ①岩手県については、可燃物・木くずと不燃混合物について、約5万トンの処理が新たに具体化しました。また、処理の目途が立っていなかった漁具・漁網については、広域処理等の具体の調整に着手しております。
- ②宮城県については、可燃物・木くずについて、約6万トンの処理が具体化しました。また、不燃混合物については、およそ9割の処理が新たに具体化しております。

6 ページ目をご覧ください。以上の状況を踏まえまして、目標達成に向けての今後の方針を示しております。具体的には、年内を一つの節目として、次の取組を着実に進めていきます。

- ① 第一に、当面の取組目標としては、処理工程表で明確化された調整対象について、年内に「今後調整」を解消し、さらに、年度内にはすべて「調整済」とすることを目指します。
- ②そのため、年内に被災地の処理体制の更なる増強を図るとともに、現在調整中の広域処理について受入を確定することを目指して参ります。
- ③再生利用については、議題2でご説明させていただきます。

以上です。

(藤村官房長官)

それでは引き続き、議題2の「災害廃棄物由来の再生資材の活用方針について」に移ります。順次御説明をお願いいたします。まず初めに、長浜環境大臣からお願いします。

(長浜環境大臣)

今度は資料2-1をご覧くださいと思います。これは農林水産省や国土交通省等の協力を得て、公共工事における災害廃棄物の再生利用に積極的に取り組んでおりまして、約94万トンの災害廃棄物の再生利用が具体化されております。

これらの公共工事では、被災自治体からの要請があれば、平成24年度中にさらに100万トン以上の受入れ調整が可能な状況でございます。

品目別に見ると、津波堆積物とコンクリートくずの再生利用が進んでいますが、不燃混合物や瓦くず等の再生資材化が今後本格化することから、これら再生資材の活用拡大が課題となっております。

そこで、今後の方針としては、

- ①公共工事の一層積極的な活用により、復興の妨げとなっている仮置場の早期解消を図ります。
- ②再生利用の進んでいない不燃混合物や瓦くず等については、これら再生資材の活用を発注内容に盛り込むこととします。また、地方自治体が実施する公共工事においても、積極的に活用されるよう調整を図って参ります。

次のページは、国立公園等整備事業における災害廃棄物の再生利用についてでございます。環境省では、現在実施している陸中海岸国立公園の復旧整備において、津波堆積物、コンクリートくず等、現時点で約1万トンの再生利用を計画しております。

これに加えて、平成25年度からは新たに指定を予定している三陸復興国立公園等の整備において、地元とも調整しつつ、再生利用が進んでいない瓦くず等を含めた再生資材の一層の活用を進めていく所存です。

以上でございます。

(藤村官房長官)

それでは次に、郡司農林水産大臣から御説明をお願いします。

(郡司農林水産大臣)

私から資料2-2に基づいて、御説明します。

被災した海岸防災林については、野田総理の『『みどりのきずな』再生プロジェクト』構想に基づきまして、再生資材を盛土材として活用しながら復旧・再生に取り組んでいるところであり、10月1日現在、約30kmの復旧事業について既に着手をし、今年度中には約50kmまで着手する予定です。

災害廃棄物由来の再生資材の活用状況については、資料にあるように青森、岩手、宮城、茨城、千葉の各県において、津波堆積物やコンクリートくずを活用した海岸防災林の復旧が進められています。

また、今年度中に着手を予定している岩手県、宮城県の復旧事業箇所においては、津波堆積物、コンクリートくず、それぞれ約100万トン以上の受け入れが可能です。

なお、7月3日に野田総理がコンクリートくずの初搬入を視察された仙台市の復旧事業箇所については、11月4日（日）に植生基盤工事が完了した箇所において、地元小学生などによる植樹式を実施する予定です。

このほか、宮城県下において行っている漁港の災害復旧代行工事において、岸壁の裏埋め材等にコンクリート再生砕石を利用しているところでございます。私からは以上でございます。

（藤村官房長官）

続いて、羽田国土交通大臣から御説明をお願いします。

（羽田国土交通大臣）

私から資料2－3に基づき、御説明します。

前回の閣僚会合でご報告申し上げたとおり、仙台湾南部海岸の堤防復旧は、宮城県沿岸地域における被災地復興の第一歩となる事業であり、各市町の復興計画や災害廃棄物処理等と連携しつつ、平成27年度完成を目標に約30kmにわたり直轄工事を進めているところです。

災害廃棄物の再生利用による処理の推進のため、本年7月より、仙台市内の2工区において、約37万tの災害廃棄物を盛土材として活用を開始しているところですが、10月下旬より、名取市内の閑上・北釜工区においても、約10万tの災害廃棄物の活用を開始することといたしました。これにより、災害廃棄物の最終処分量の縮減や資材の購入・運搬コストの縮減などにつながるものが一層期待されているところでございます。

今後とも、被災自治体や関係省庁とも連携しつつ、災害廃棄物の処理の推進に最大限の協力をしていく所存です。

（藤村官房長官）

ありがとうございました。

それでは御質問・御意見等あればお願いしたいと思います。

（平野復興大臣）

現地では、海岸堤防の復旧などがあり、土がいくらあっても足りない。災害廃棄物の使える分を全部使ったとしても、必要量の数%にしかならないよ

うな状況です。だからこそ積極的に進めていただきたいと思います。そして、それ以外に二つ、お願いがあります。

一つ目として、海岸防災林の、倒れた松をどうするかということがあります。あれは裁断して全部埋めるということを、明確に言っていただきたいと思います。木質系のがれきで流されたものは、接着剤や塗料などの問題があり、使えない部分もありますが、防潮林には強度は足りないし、倒れたクロマツを持って行って燃やすというのはコスト的にも割に合わない。あれを盛土材に混ぜることで、空隙ができるという専門家の意見もあります。

二つ目は、事務的にも申し上げておりますが、防潮林と堤防の一体成型について。どうしても防潮林は防潮林、堤防は堤防と分けてやっておりますが、今回の被災の問題点は、堤防が津波の第一波によって簡単に倒れてしまったと考えられることです。この問題をもう少し深刻に考えるべきです。津波は第二波、第三波、第四波と何回も来ています。この時に堤防が倒れているのと倒れていないのでは、内陸部に入る水の量も違い、被害の度合いが違っているはずで、スーパー堤防的な観点から、土盛りした防潮林とその前の堤防とを一体的に構築すれば、倒れない堤防を作れる可能性があります。今は、どうしても農水省は農水省、堤防は堤防という風に、なっておりますが、そこはぜひ議論していただきたいと思います。復興上の最大の問題は土が足りないということではあります。きずな事業、緑の樹帯を作るというのと、倒れない堤防を作るといのがセットになると、国民にとっても大変利益になるものと思います。

(郡司農林水産大臣及び羽田国土交通大臣)

認識しました。

(藤村官房長官)

それでは、災害廃棄物の処理につきまして、本日の御議論も踏まえて、引き続き、総理の指示の下、政府を挙げて取り組んでいくこととしたいと思います。

なお、第6回以降の進め方につきましては、個々の取組の進捗状況を見つつ、必要に応じ開催することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございました。

最後に、野田総理から御発言をお願いいたしますが、その前に、報道関係者の入室がありますので、しばらくお待ちください。

報道関係者の方を入室させていただきます。

—メディア入室・カメラ撮り—

(藤村官房長官)

それでは、野田内閣総理大臣から御発言をお願いいたします。

(野田内閣総理大臣)

本日の会合では、災害廃棄物の処理が着実に進んでいることを確認することができました。しかし、平成24年度末の中間目標を達成するためには、さらに処理の取組みをスピードアップする必要がある。このため、私から3点申し上げたいと思います。

- ①第一に、年内に、被災地において仮設焼却炉と破砕・選別施設の処理能力をさらに増強するとともに、現在広域処理を調整している案件について、必要な試験処理を実施し、受入を確定することを目指すこと。
- ②また第二に、海岸堤防や海岸防災林などの公共工事において、再生資材の活用を着実に進めることが必要であります。このため、特に、再生利用の進んでいない不燃混合物や瓦くずといった再生資材の活用を直轄工事の発注に盛り込むなど、関係省庁において積極的な取組みを進めること。
- ③これらを通じて、第三に、平成24年度内に、岩手県・宮城県のすべての災害廃棄物の処理のめどをつけるよう、調整を終えることを目標とすること。

以上の三点であります。これらを基本としながら、今後とも災害廃棄物の一日も早い処理に向け、政府一丸となって全力で取り組んでいきたいと思っております。

(藤村官房長官)

ありがとうございました。報道関係者の方は、退出をお願いします。

—メディア退室—

それでは、これもちまして、第5回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合を終了させていただきます。会議の内容は、私から閣議後の定例会見で御説明させていただきます。本日の会議資料は公開することとし、資料は求めに応じて、環境省において配布をお願いします。また、議事録を作成し、公表することといたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上